

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

北海道森林組合連合会

平成20年9月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 北海道森林組合連合会の概要

II. 審査経過・写真

III. 審査における判定事由書

IV. 添付資料（主な確認資料）

I. 北海道森林組合連合会の概要

1. 申請者名称 北海道森林組合連合会 代表理事 会長 林 正博
(所在地) 札幌市中央区北 2 条西 19 丁目 1 番地 9
2. 認定事業体 北海道森林組合連合会 (本部及び 4 営業所)
3. 事業内容 指導事業、販売事業、加工事業、森林整備事業、購買事業、金融事業等

(認定対象業種) 素材・木材製品等販売

4. 沿革・概要

北海道森林組合連合会 (以下、「道森連」という。) は、「森林組合法」に基づき、相互扶助を基本に運営されている「森林組合連合会」である。道内各市町村等の単位森林組合を会員とし、その組合員を含む構成員のための各種補完事業を実施している

道森連の事業内容は、指導事業、販売事業、加工事業、森林整備事業、購買事業、金融事業等多岐にわたり、会員からの買取販売を主体とした木材総取扱量は、カラマツ材製品等を中心に約 90 万 m³に及び、主な取扱木材製品は、素材、パルプ材、チップ、製材品 (梱包材・ラミナ等) である。

SGEC 事業体認定の取り組みは、傘下の森林組合に、SGEC 事業体認定を取得している単位組合が増加してきたことから、「組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売」を主な目的とする森林組合連合会の立場から北海道産の SGEC 認証材の流通拡大及び、道産材の合法・適正な流通推進の一翼を担おうとするものである。

【道森連の概要】

- ・ 設 立 : 昭和 17 年 10 月 7 日
- ・ 組合員数 : 87 組合 (45,414 人)
- ・ 出資金 : 599 百万円
- ・ 年間取扱高 : 88 億円 (平成 19 年度)
- ・ 職員数 : 32 名
- ・ 役員数 : 12 名 (うち監事 3 名)
- ・ 営業所等 : 札幌営業所 : 札幌市中央区北 2 条西 19 丁目道森連ビル
旭川営業所 : 旭川市豊岡 2 条 1 丁目 7 番 10 号高嶋ビル 3F
北見営業所 : 北見市北斗町 3 丁目 1 番 7 号
帯広営業所 : 帯広市西 4 条南 16 丁目 10 番地 1

【木材・木製品の年間取扱実績】（平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月）

* 原木取扱量	素 材	392,296 m ³
	パルプ材	112,470 m ³
* 製品取扱量	チップ	275,720 m ³
	製材品	101,675 m ³

5. 分別・表示管理の体制

道森連における既存流通システムは、直送販売体制であり、道森連が受注した製品等は、傘下の森林組合に発注され、中間土場等を経ずに、受注先の指定場所に直接配送される仕組みとなっている。取引に係わる受・発注、出荷・受領の伝票、精算書等の書類は、道森連(本部・営業所)で厳密に管理されている。

SGEC 分別・表示事業体認定取得に当たり、「北海道森林組合連合会認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「SGEC 森林認証された森林から生産した認証林産物と、それ以外の林産物を仕入れ及び出荷の過程で厳正に分別・表示するため、連合会内に全体を統括する「認証林産物管理責任者」と、営業所ごとに「分別・表示管理責任者」を設置し、適正な管理体制を確立する」とし、「認証林産物の分別・表示管理計画」、「分別・表示管理体制」を整えている。

基本的な流通作業工程の分別・表示管理計画の概略は次のとおりである。

① 受注・発注

認証林産物の受注・発注の権限は営業所長（分別・表示管理責任者）と受・発注担当者のみを与え、認証林産物を受注した際には、発注先の認証林産物の集荷状況を必ず確認し、発注書等には「SGEC 認証林産物」であることを明記する。

② 出荷・配送

認証林産物を出荷する時には、営業所長（分別・表示管理責任者）又は受・発注担当者が事前に確認又は立ち会い確認のもと出荷し、伝票の正確な受け渡しと、購入先・数量・販売先・在庫等の認証林産物履歴のコード管理を徹底する。

なお、伝票など帳簿類の適正な作成・保存に努め、認証材専用の記録簿である「SCEC 認証材受注・発注・出荷 管理整理簿」を作成し、在庫管理を的確に把握できる仕組みも整えており、以上、道森連において、的確な分別・表示管理のできる管理体制が確立されていることを確認した。

【主な確認資料】

- 北海道森林組合連合会業務案内
- 認証林産物の分別・表示管理方針書
- 認証林産物の受注・発注・出荷管理工程図
（認証林産物の分別・表示管理計画）
- SGEC 認証林産物分別・表示管理体制図
- 「SCEC 認証材受注・発注・出荷 管理整理簿」（書式記載例）
- 北海道森林組合連合会 HP：<http://www.doshinren.or.jp>

Ⅱ．審査経過

1．北海道森林組合連合会の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、山下友一の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年6月18日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

8月20日／書類確認及び現地確認

(場 所)

北海道森林組合連合会本部事務所

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター
審査員 児島 裕

(出席者)

北海道森林組合連合会	総務部長	澁谷良二
同	業務部長	米地弘和

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の受注、発注、出荷・配送における木材の流れ及び管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の分別・表示管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を担当者に確認した。

【審査判定】

平成 20 年 9 月 19 日 / 審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	山下 友一
同 認証審査センター	宇佐美 均

(内 容)

1. 現地確認の結果及び SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 北海道森林組合連合会の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、北海道森林組合連合会は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレサビリティーを確立すること。（基準 3-4）
2. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。（基準 3-5）
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3-6）

【判定事由】

判定事由の詳細は、次のとおり。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 経営の 安定性	1.1. 持続的に事業活動 を行いうる事業体 である。	北海道森林組合連合会（以下「道森連」という）は、「森林組合法」に基づき、相互扶助を基本に運営されている「森林組合連合会」である。道内各市町村等の単位森林組合（87 組合）を会員とし、その組合員を含む構成員のための各種補完事業を実施しており、出資金総額 599 万、年間取扱高は約 88 億円（19 年度）にのぼる。	妥当
	1.2. 経営指標に照らし、 財務状態が健全で ある。	決算報告書の数値により、財務状態を確認したところ、経営は安定していると判断した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準2 認証林産物 取扱の 業態	2.1. 認証林産物を取り 扱う事業体として、 事業目的および内 容が適合している。	道森連は、販売事業等を行っており、買い 取り販売を中心とした木材取扱総量は、約 90 万 m ³ にのぼる。主な取扱木材製品は、 素材、パルプ材、チップ、製材品等である。	妥当
	2.2. 認証森林所有者・管 理者または認定事 業体と反復継続し て取引関係にある。	SGEC 事業体認定の取り組みは、傘下の森 林組合に、SGEC 事業体認定を取得してい る単位組合が増加してきたことから、「組 合員の生産する林産物その他の物質の運 搬、加工、保管又は販売」を主な目的とす る森林組合連合会の立場から北海道産の SGEC 認証材の流通拡大及び国産材の合 法・適正な流通推進の一翼を担おうとする ものである。	妥当
	2.3. 認証林産物の普及 および利用促進、新 たな用途開発につ いて意欲的である	道森連は、道内木材流通の主要な担い手 であり、長年にわたり傘下の組合員に成り代 わって、道産材の販路拡大に努めてきてい る。認定取得後は、適切な表示等により、 北海道産の SGEC 認証材の流通拡大・製品 の普及・PR に努める意向である。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.1. 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。	道森連では SGEC 分別・表示事業体認定取得に当たり、「北海道森林組合連合会認証林産物の分別・表示管理方針書」（以下「分別・表示管理方針書」という）を定めており、受注・発注、出荷・配送の工程を想定した「認証林産物の分別・表示管理計画」を作成している。	妥当
	3.2. 分別できる製造工程である。	<p>道森連における既存流通システムは、直送販売体制であり、道森連が受注した製品等は、傘下の認定事業体に発注され、中間土場等を経ずに、受注先の指定場所に直接の配送される仕組みとなっている。取引に係わる受・発注、出荷・受領の伝票、精算書等の書類は、道森連（本部・営業所）で厳密に管理されている。</p> <p>基本的な作業工程の分別・表示管理の概略は次のとおりである。</p> <p>① 受注・発注</p> <p>認証林産物の受注・発注の権限は営業所長（分別・表示管理責任者）と受・発注担当者のみを与え、認証林産物を受注した際には、発注先の認証林産物の集荷状況を必ず確認し、発注書等には「SGEC 認証林産物」であることを明記する。</p> <p>② 出荷・配送</p> <p>認証林産物を出荷する時には、営業所長（分別・表示管理責任者）又は受・発注担当者が事前に確認又は立ち会い確認のもと出荷し、伝票の正確な受け渡しと、購入先・数量・販売先・在庫等の認証林産物履歴のコード管理を徹底する。</p>	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.3. 認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。	道森連の「分別・表示管理方針書」によって、「SGEC 森林認証された森林から生産した認証林産物と、それ以外の林産物が仕入れ及び出荷の過程で混在しないよう、全体を管理する「認証林産物管理責任者」と営業所ごとに、分別・表示管理を担当する「分別・表示管理責任者」を設置し、適正な管理体制を確立する」としている。 なお、記録簿である「SGEC 認証材受注・発注・出荷管理整理簿」を定め、認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。	妥当
	3.4. 分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査を行える。	受注品の出荷時には、担当者が会員組合に出向いて立会確認を行っており、認定取得後は、前記「分別・表示管理方針書」により、「認証林産物管理責任者」を設置して、内部監査（検査）を行い、検査内容を記録することとしている。	向上目標
	3.5. 職域で適正な内部研修を行っている。	現状において、営業所長（分別・表示管理責任者）会議が、3 ヶ月ごとに行われており、その席において前記分別・表示管理方針を徹底する意向である。 なお、分別・表示管理責任者及び発注担当者の新規就労時及び配置換え時には、「認証林産物管理責任者」が責任を持って研修を行うこととしており、その他の営業担当者に対しても、ミーティングなどで、SGEC 森林認証及び「分別・表示管理方針」に基づく、分別・表示システム等の趣旨の徹底を図ることとしている。	向上目標

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・ 表示管 理運 営の 体制	<p>3.6. 伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。</p>	<p>現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。 認定取得後は、認証林産物と非認証林産物とのコード番号を区別するとともに、認証林産物専用の「SGEC 認証材受注・発注・出荷管理整理簿」で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。</p>	向上 目標
	<p>3.7. 定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。</p>	<p>受注販売のため、基本的に在庫は存在しない。数量管理については、認証林産物専用の「SGEC 認証材受注・発注・出荷管理整理簿」を作成し、定期的に生産地・履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を5年間保存し、認証林産物の流通情報交換・開示に備えることとしている。</p>	妥当